

一般社団法人日本感染管理ネットワーク法人会員に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、定款第6条に基づき、法人会員の入会及び退会に必要な事項および内容を定めるものとする。

(入会基準)

第2条

入会を希望する法人は、当法人の事業目的に賛同し、支援の意向があるものとする。

- 2 入会申請は一般会員1名以上の推薦が必要である。
- 3 入会する法人は年1回以上の法人協議会に参加しなければならない。
- 4 入会申請は、所定の入会申込書へ必要事項を記載し、事務局にメールで提出する。
- 5 前項の入会申請については、理事会においてその可否を審議決定する。

(反社会的勢力排除)

第3条

入会希望者は、入会にあたり、次の各号に定める事項に現在該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

- 2 自己の代表者、役員又は主要な職員が反社会的勢力に該当しないこと。
- 3 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められるものが反社会的勢力に該当しないこと。
- 4 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- 5 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(入会手続き)

第4条

理事会の決議により入会を認められた法人は、当該年度の会費を納入した日をもって入会日とする。

- 2 入会后、会員番号を付与し、入会手続完了の旨及び会員番号を事務局よりメールで通知する。

(会員名簿及び法人会員に関する情報の取扱い)

第5条

法人会員は会員情報に変更があった場合、速やかに事務局に申し出なければならない。

2 法人会員の会員情報は各支部事務局へ情報公開するものとする。

(年会費)

第6条

法人会員の年会費は下記の金額とする。

記

1 口50,000 円、1 口以上（複数口も可）とする。

2 年会費の金額及び納期に関する変更は、総会の決議によって定めるものとする。

(退会事由及び手続)

第7条

法人会員が退会するには、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 当法人は、法人会員が定款第10条の定めにより除名された場合又は第11条の定めによりその会員資格を喪失した場合は退会したものとみなす。尚、当法人は退会とみなされた当該法人会員を会員名簿の登録から抹消することができる。

3 当法人は法人会員が第3条1項ないし5項のいずれかの規定に違反している事実が判明した場合、理事会の決議によって当該法人会員を除名することができる。

4 前各号により法人会員が除名された場合又はその資格を喪失した場合、既納の年会費は返還しないものとする。

(法人協議会)

第8条

定款第4条の目的を達成するため、当法人は年に1回以上法人協議会を開催するものとし、本規程第2条3項に基づき法人協議会に参加した法人会員は、当該協議会において意見を述べることができる。

(特典)

第9条

当法人のホームページを通し広く会員へ情報を提供するために、法人会員は当法人の理事会の承諾を得て、当法人のホームページ上に法人会員ウェブサイトのリンクURLを掲載することができる。

2 法人会員は当法人の活動にとって有益な内容であると理事会で承諾を得た場合、有償の会員向け一斉メール配信を利用して一般会員に向けた情報提供することができる。

- 3 法人会員が一般会員と同額の参加費を支払った場合は、当法人および支部が主催する研修会、セミナー、地方会等に参加することができる。
- 4 当法人及び法人会員の学会や地方会における共催・協賛等は、「主催・共催・協賛・後援等に関する規程」を適用する。
- 5 法人会員が主催する研修会等については、「主催・共催・協賛・後援等に関する規程」に基づき当法人の共催、協賛、後援を受けることができる。

(プレミアム会員)

第10条

法人会員の内、次の2項及び3項に該当するものは、理事会において審議決定の上、プレミアム会員へ移行させることができる。

- 2 プレミアム会員年会費 3口(150000円)を納入すること。
- 3 プレミアム会員への移行は、以下の実績があるものとする。
 - ・法人協議会へ年1回以上出席し、欠席がないこと。
 - ・学術集会においてセミナー等を共催した実績があること。
 - ・当法人が主催するセミナーを協賛した実績があること。

(プレミアム会員特典)

第11条

プレミアム会員となった法人会員には第9条に定める内容に加え、下記の特典を受けることができる。

- ・当法人事業の情報について通常の法人会員への公開前日に受けることができる。
- ・当法人が主催する学術集会などにおいて出店場所の優遇措置を受けることができる。
- ・当法人のホームページ上に無償でバナーリンクを置くことができる。
- ・有償の会員向けメール配信について年3回まで無償で利用することができる。

(規程変更)

第12条

本規程は理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和3年7月23日施行する。

*本規程をもって「法人会員入会および退会規程」は廃止する。

令和5年9月20日 改訂